◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第51号）

１　火薬類取締法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第２関係）

２　施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例（条例第52号）

１　産業競争力強化法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第３条関係）

２　施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例（条例第53号）

１　分担金を徴収する土地改良事業からほ場整備事業（担い手育成型）区画整理型事業を除くこととした。（別表関係）

２　施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手の景観の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例（条例第54号）

１　景観法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第６条、第９条関係）

２　施行期日

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第55号）

１　県立高等学校の学科の設置及び廃止をすることとした。（第２条関係）

２　施行期日

この条例は、令和９年４月１日から施行することとした。（附則関係）